

第 3 3 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 8 年 3 月 1 9 日（木） 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第33回 会津坂下町農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和8年3月19日(木) 午後3時00分～4時05分
- 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室
- 出席委員(9人)・出席推進委員(7人)

1番 鈴木 寿夫	2番 鈴木 清介
4番 永山 廣隆	5番 渡辺 清栄
6番 木村 行男	7番 渡部 淳
8番 五十嵐 朱美	9番 五十嵐 智子
10番 二瓶 義典	
坂下地区 小林 雅博	若宮地区 山内 和之
金上地区 齋藤 嘉美	広瀬地区 橋本 善和
川西地区 齋藤 文範	八幡地区 桑原 博之
高寺地区 藤川 将仁	
- 欠席委員・推進委員(1人)

3番 渡部 敦

- 遅刻委員(0人)
- 議事日程
 - 議事録署名委員の指名について
 - 会期の決定について
 - 報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 議案第110号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第111号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第112号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第113号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画(案)について
- 農業委員会事務局職員

事務局次長 佐藤 良二郎	農地管理係長 荒井 貴史
係員 大場 智鶴	

8 会議の概要

議長	<p>本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。只今の出席委員は、3番 渡部委員より欠席の届出があり9名です。定足数に達しております。また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、7名です。それでは、第33回農業委員会総会を開会いたします。まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>まず、議案第107号の農地法第3条の各案件は、申請者に対し許可書を交付済みです。次に議案第108号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画については、会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付して回答しました。次に議案第109号の農用地買入協議に係る要請については、先月の総会後に会津坂下町長に対し、買入協議の要請をし、去る3月9日に買入協議を実施しました。内容については本日の議案第113号の所有権移転でご審議いただきますが、売買金額の調整を図ったものとなっております。以上報告いたします。</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。タブレットは今月の議案に切り替えをお願いします。</p>
議長	<p>日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員として、7番 渡部委員、8番 五十嵐委員の2名を指名いたします。</p>
議長	<p>日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。第33回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	<p>異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。 次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は、1件ごとに行います。</p>
議長	<p>日程第3 報告第33号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局朗読) 1号は公社との契約を借受者側が解約するものです。当該借受者が法人化したことから、本日の議案第113号の再転貸でご審議いただきますが、新設した法人へ再転貸するものです。 次に2号は公社との契約を所有者側が解約するものであり、解約後は所有権移転することとなります。 当該農地の耕作者は1号の借受者であり、すでに解約しております。</p>
議長	<p>事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。</p>
議長	<p>日程第4 議案第110号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局朗読) 1号案件は、親子間での生前贈与による所有権移転です。 2号案件は、譲渡人は県外在住で管理が難しい状況であることから、親戚関係にある譲受人へ所有権移転するものです。 3号案件は、譲渡人の要望により、近くを耕作する譲受人へ所有権移転するものです。 4号案件5号案件は、譲渡人、譲受人の効率的営農のため、農地を交換するものです。 6号案件は、これまで相対で賃貸借契約をしていましたが、このたび売買による所有権移転をすることとなった案件です。 7号案件8号案件は、50年以上前から農地を交換しながら耕作しておりましたが、このたび正式に農地を交換することとなった案</p>

	件です。
議長	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	1号案件について調査の結果を報告します。譲渡人、譲受人ともに3月15日訪問にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	<p>質疑に入ります。1号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	次に2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	2号案件について調査の結果を報告します。譲渡人については事務局より報告いたします。譲受人へ3月15日訪問にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より調査報告を求めます。
事務局	譲渡人へ議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告します。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。

	<p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>次に3号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
高寺地区 藤川推進委員	<p>3号案件について調査の結果を報告します。譲渡人、譲受人ともに3月12日電話にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>次に4号、5号案件については関連がありますので一括して担当委員の調査報告を求めます。</p>
2番 鈴木委員	<p>4号、5号案件について調査の結果を報告します。4号譲渡人へ3月12日訪問にて、4号譲受人へ3月17日電話にて申請地、</p>

議長	面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため川西地区 齋藤推進委員の退場を命じます。 (齋藤推進委員 退場)
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。川西地区 齋藤推進委員の入場を認めます。 (齋藤推進委員 入場)
議長	次に6号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
5番 渡辺委員	6号案件について調査の結果を報告します。譲渡人、譲受人ともに3月13日訪問にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

	<p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>次に7号、8号案件については関連がありますので一括して担当委員の調査報告を求めます。</p>
5番 渡辺委員	<p>7号、8号案件について調査の結果を報告します。7号譲渡人へ3月13日訪問にて、7号譲受人へ3月17日電話にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>議案第111号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明に移ります。申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。本件は、申請人は当該申請地でプール育苗に取り組んでおり、茅等が底面に敷いているビニールを傷つけ保水ができないことから、育苗用土間コンクリートを敷設するものです。農地転用許可基準の立地基準は、当該申請地は農業公共投資の対</p>

	<p>象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地に該当すると考えられます。一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を農業用施設用地にすることに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は当該申請地西側にある自己所有農地へ自然地下浸透となっており、周辺農地に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。</p>
議長	<p>本件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
広瀬地区 橋本推進委員	<p>本件について調査の結果を報告します。3月12日に事務局と現地を確認し、議案書のとおり転用することに問題ないことを確認しました。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>議案第112号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明に移ります。申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、契約期間、賃借料、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、祖父である設定人が所有する農地を、孫である被設定人が一般住宅用地として転用するものです。</p> <p>農地転用許可基準の立地基準は、当該申請地は農業公共投資の対</p>

	<p>象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地に該当すると考えられます。一般基準は、資力については全額借入金で賄い、申請地を一般住宅用地にすることに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は建物南側の敷地へ自然地下浸透となっており、周辺農地に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。</p>
議長	<p>本件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
8番 五十嵐委員	<p>本件について調査の結果を報告します。3月13日に事務局と現地を確認し、議案書のとおり転用することに問題ないことを確認しました。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>議案第113号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>（事務局朗読） まず、一括方式から説明します。 1号から25号までは関連がありますので、一括して説明いたします。 1号から21号までは公社が広瀬地区、川西地区の田291,101㎡、</p>

畑 688 m²を借入れ、22 号の川西地区の認定農業者である法人、23 号の川西地区の農業者、24 号の川西地区の認定農業者、25 号の農業者へ分けて集積します。

次に 26 号は公社が川西地区の田 2,997 m²を借入れ、27 号は公社が川西地区の田 2,793 m²を借入れ、28 号の川西地区の認定農業者へ集積します。

次に 29 号は公社が川西地区の田 27,522 m²を借入れ、30 号の川西地区の認定農業者である法人へ集積します。

次に 31 号は公社が川西地区の田 2,492 m²を借入れ、32 号は公社が川西地区の田 13,747 m²を借入れ、33 号は公社が八幡地区の田 16,390 m²を借入れ、31 号から 33 号を併せて 34 号の川西地区の認定農業者へ集積します。

次に 35 号は公社が広瀬地区の田 3,024 m²を借入れ、36 号の広瀬地区の農業者へ集積します。

次に 37 号は公社が広瀬地区の田 12,611 m²を借入れ、38 号の広瀬地区の農業者へ集積します。

次に 39 号は公社が八幡地区の田 10,084 m²を借入れ、40 号の八幡地区の農業者へ集積します。

次に 41 号は公社が若宮地区の畑 1,200 m²を借入れ、42 号の八幡地区の認定農業者へ集積します。

次に 43 号から 54 号は関連がありますので、一括して説明いたします。

まず、43 号から 53 号までは公社が金上地区の畑 4,931 m²を借入れ、54 号の認定新規就農者へ集積し、カスミソウを栽培予定です。

次に 55 号は公社が金上地区の田 3,955 m²を借入れ、56 号は公社が金上地区の田 201 m²を借入れ、57 号は公社が若宮地区の田 11,511 m²を借入れ、55 号から 57 号を併せて 58 号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。

次に 59 号は金上地区の田 6,016 m²を借入れ、60 号の金上地区の認定農業者へ集積します。

次に 61 号は公社が若宮地区の田 1,048 m²を借入れ、62 号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。

次に 63 号は公社が若宮地区の田 5,811 m²を借入れ、64 号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。

次に 65 号は公社が広瀬地区の田 7,420 m²を借入れ、66 号の広瀬地区の農業者へ集積します。

	<p>次に 67 号は公社が金上地区の田 18,433 m²を借入れ、68 号の金上地区の認定農業者へ集積します。</p> <p>次に 69 号は公社が高寺地区の畑 5,995 m²を借入れ、70 号の高寺地区の農業者へ集積します。</p> <p>次に再転貸について説明します。</p> <p>1 号及び 2 号は借受者が法人化したことに伴い、新設した法人へ再転貸するものです。</p> <p>次に 3 号はこれまで広瀬地区の農業者が耕作していましたが、効率的営農のため、同じ集落の別の農業者へ再転貸するものです。</p> <p>次に所有権移転について説明します。</p> <p>1 号は買入協議を実施したものであり、公社が広瀬地区の田 23,048 m²、畑 1,075 m²を買い入れ、</p> <p>2 号は公社が広瀬地区の田 8,512 m²を買い入れ、3 号は公社が金上地区の田 15,654 m²を買い入れ、</p> <p>1 号から 3 号を併せて 4 号の金上地区の認定農業者である法人へ売り渡します。</p> <p>次に 5 号は公社が八幡地区の田 6,482 m²を買い入れ、6 号の八幡地区の農業者へ売り渡します。</p> <p>次に 7 号は公社が若宮地区の田 7,737 m²を買い入れ、8 号の若宮地区の認定農業者である法人へ売り渡します。</p>
議長	<p>まず一括方式から審議いたします。</p> <p>1 号から 25 号案件については関連がありますので、それぞれの担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>2 番 鈴木委員より調査報告をお願いします。</p>
2 番 鈴木委員	<p>調査の結果を報告します。私が調査を担当する貸手、借手へ 3 月 15 日から 3 月 17 日の間に電話、訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長 川西地区 齋藤推進委員	<p>次に、川西地区 齋藤推進委員より調査報告をお願いします。</p> <p>24 号借手へ電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>

議長	次に、事務局より調査報告をお願いします。
事務局	町外在住の貸手については事務局で調査し、議案書に記載の内容と相違ありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 2 番鈴木委員の退場を命じます。 (鈴木委員 退場)
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。 2 番 鈴木委員の入場を認めます。 (鈴木委員 入場)
議長	次に 26 号から 28 号案件について関連がありますので、一括して担当委員の調査報告を求めます。
2 番 鈴木委員	26 号から 28 号案件について調査の結果を報告します。貸手へ 3 月 15 日訪問にて、借手へ 3 月 15 日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。

	<p>本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に 29 号、30 号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
2 番 鈴木委員	<p>29 号、30 号案件について調査の結果を報告します。貸手、借手ともに 3 月 17 日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に 31 号から 34 号案件について関連がありますので一括して担当委員の調査報告を求めます。</p>
川西地区 齋藤推進委員	<p>31 号から 34 号案件について調査の結果を報告します。31 号、32 号案件については事務局より報告します。貸手借手ともに 3 月 14 日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>続いて事務局に調査報告を求めます。</p>

事務局	31号、32号の貸手について調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に35号、36号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
広瀬地区 橋本推進委員	<p>35号、36号案件について調査の結果を報告します。35号については事務局より報告します。36号借手へ3月15日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>次に事務局より調査報告をお願いします。</p>
事務局	<p>35号の貸手について調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>

議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に 37 号、38 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
10 番 二瓶委員	37 号、38 号案件について調査の結果を報告します。37 号については事務局より報告します。38 号借手へ 3 月 17 日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局に調査報告を求めます。
事務局	37 号の貸手について調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に 39 号、40 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
八幡地区 桑原推進委員	39 号、40 号案件について調査の結果を報告します。貸手へ 3 月 13 日電話にて、借手へ 3 月 13 日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。

	<p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に 41 号、42 号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
若宮地区 山内推進委員	<p>41 号、42 号案件について調査の結果を報告します。41 号については事務局より報告します。42 号借手へ 3 月 15 日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>続いて事務局に調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>41 号の貸手について調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に 43 号から 54 号案件について関連がありますので一括して担当委員の調査報告を求めます。</p>

金上地区 齋藤推進委員	43号から54号案件について調査の結果を報告します。51号から53号案件については事務局より報告します。43号から50号案件については3月16日訪問にて、54号案件については3月12日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局に調査報告を求めます。
事務局	町外在住の51号から53号の貸手について調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に55号から58号案件について関連がありますので、一括して担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	55号から58号案件について調査の結果を報告します。貸手借手ともに3月12日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。

	<p>本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
事務局	<p>次に 59 号、60 号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
金上地区 齋藤推進委員	<p>59 号、60 号案件について調査の結果を報告します。貸手借手ともに 3 月 12 日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に 61 号、62 号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
若宮地区 山内推進委員	<p>61 号、62 号案件について調査の結果を報告します。貸手借手ともに 3 月 15 日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>

議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に 63 号、64 号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
若宮地区 山内推進委員	<p>63 号、64 号案件について調査の結果を報告します。貸手借手ともに 3 月 15 日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に 65 号、66 号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
8 番 五十嵐委員	<p>65 号、66 号案件について調査の結果を報告します。貸手へ 3 月 13 日電話にて、借手へ 3 月 16 日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p>

議長	<p>【ありません】</p> <p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に 67 号、68 号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
6 番 木村委員	<p>67 号、68 号案件について調査の結果を報告します。貸手借手と もに 3 月 15 日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等につい て調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんで した。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に 69 号、70 号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
高寺地区 藤川推進委員	<p>69 号、70 号案件について調査の結果を報告します。貸手借手と もに 3 月 16 日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等につい て調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんで した。</p>

議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に再転貸に移ります。 1号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	2号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

議長	<p>3号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に所有権移転に移ります。 1号から4号案件まで関連がありますので、それぞれの担当委員より調査報告を求めます。 まず、8番 五十嵐委員より調査報告をお願いします。</p>
8番 五十嵐委員	<p>1号、4号案件について調査の結果を報告します。3月9日に買入協議を行い、議案書に記載のとおりであることをご報告いたします。</p>
議長	<p>次に10番 二瓶委員より調査報告をお願いします。</p>
10番 二瓶委員	<p>2号、4号案件について調査の結果を報告します。売手買手ともに3月17日電話にて議案書の内容を調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>次に6番 木村委員より調査報告をお願いします。</p>
6番 木村委員	<p>3号、4号案件について調査の結果を報告します。売手へ3月16日電話にて、買手へ3月16日訪問にて議案書の内容を調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>

議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に5号、6号案件について担当委員の調査報告を求めます。
八幡地区 桑原推進委員	5号、6号案件について調査の結果を報告します。売手へ3月13 日訪問にて、買手へ3月15日訪問にて議案書の内容を調査したと ころ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に7号、8号案件について担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	7号、8号案件について調査の結果を報告します。7号案件につい ては事務局より報告します。買手へ3月15日電話にて議案書の内 容を調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありません でした。
議長	続いて事務局に調査報告を求めます。
事務局	7号売手へ議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報 告します。

議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長 に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議 を終了しました。これをもちまして、第33回農業委員会総会を閉 会いたします。大変ご苦労様でした。</p>

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和8年3月19日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員